

非常用ディーゼル発電機 24 時間連続運転の実施について

2021 年 5 月 10 日

当社は、非常用ディーゼル発電機(以下、「D/G」という。))について、24 時間連続運転を試験的に実施することとしましたので、お知らせします。

D/G は、外部電源喪失時において発電所内の主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する設備です。当社はこれまで、月に一回の頻度で D/G を運転することを原子炉施設保安規定(注 1)に定めるとともに、定期的な分解点検および点検後の試運転を特別な保全計画(注 2)に定め、実施することにより、外部電源喪失時に D/G の長時間の運転が可能であることを確認してきました。

一方海外では、当社では実績のない D/G の 24 時間連続運転により、その健全性を確認する発電所もあるとの情報を入手いたしました。

こうした海外の知見を参考に、当社でも、5 月 11 日に 24 時間連続運転を試験的に実施し、D/G の健全性を確認することとしました。この 24 時間連続運転は、分解点検を至近で実施する予定の 5 号機 D/G(A)を対象として、5 号機 D/G(B)および D/G(C)を運転可能な状態にした上で実施いたします。

また、今後、各号機に設置している D/G の型式ごとに 1 台ずつ、24 時間連続運転を計画しています。(下表参照)

これらの結果を精査、検証し、よりよい保全計画にまいります。

号機	D/G の種類	24 時間連続運転対象 D/G	実施予定時期 (注 3)
3	D/G(A) D/G(B) D/G(H)	D/G(B) (3 号機の D/G(A) (B) (H) は同じ型式)	2022 年 6 月
4	D/G(A) D/G(B)	D/G(B) (4 号機の D/G(A) (B) は同じ型式)	2023 年 1 月
	D/G(H)	D/G(H)	4 号機の起動前
5	D/G(A) D/G(B) D/G(C)	D/G(A) (5 号機の D/G(A) (B) (C) は同じ型式)	今回

注 1 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子力規制委員会の認可を受けるものです。

注 2 特別な保全計画とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第 81 条 第 1 項 第 7 号」に基づき、原子炉の運転を相当期間停止する場合等に、設備の保管・維持管理の内容等を定めているものです。

注 3 実施予定時期は、点検の工程変更に伴い、変更する可能性があります。

以上